

再審福井（女子中学生殺人）事件 第2次再審請求の概要と再審開始決定

2025年(令和7年)5月24日

再審福井事件（福井女子中学生殺人事件） 弁護団
端 将一郎

第2次再審請求の経過

2022(令和4)年10月14日	第2次再審請求
2023(令和5)年2月10日	第1回進行協議期日
2023(令和5)年5月11日	第2回進行協議期日
2023(令和5)年7月11日	第3回進行協議期日
2023(令和5)年10月19日	第4回進行協議期日
2023(令和5)年12月26日	第5回進行協議期日
2024(令和6)年2月1日	第6回進行協議期日
2024(令和6)年3月21日	第7回進行協議期日
2024(令和6)年3月27日	証人尋問期日
2024(令和6)年4月18日	第8回進行協議期日
2024(令和6)年10月23日	再審開始決定

事件の概要

被害者

中学3年生(事件当日に卒業)

犯行状況

昭和61年(1986年)3月19日

午後9時30分頃

市営団地被害者宅

1人で留守番中

犯行手口

ガラス製灰皿で数回殴る

電気カーペットのコードで首を絞める

包丁を2本使ってめった刺しにする



読売新聞 昭和61年3月21日

捜査の経過

昭和61年9月頃(事件から6か月後)

捜査批判の記事

社会の非難

捜査機関にあせり

A供述

前川が犯人だ

Aの供述に依存する捜査に

捜査の迷走が続く

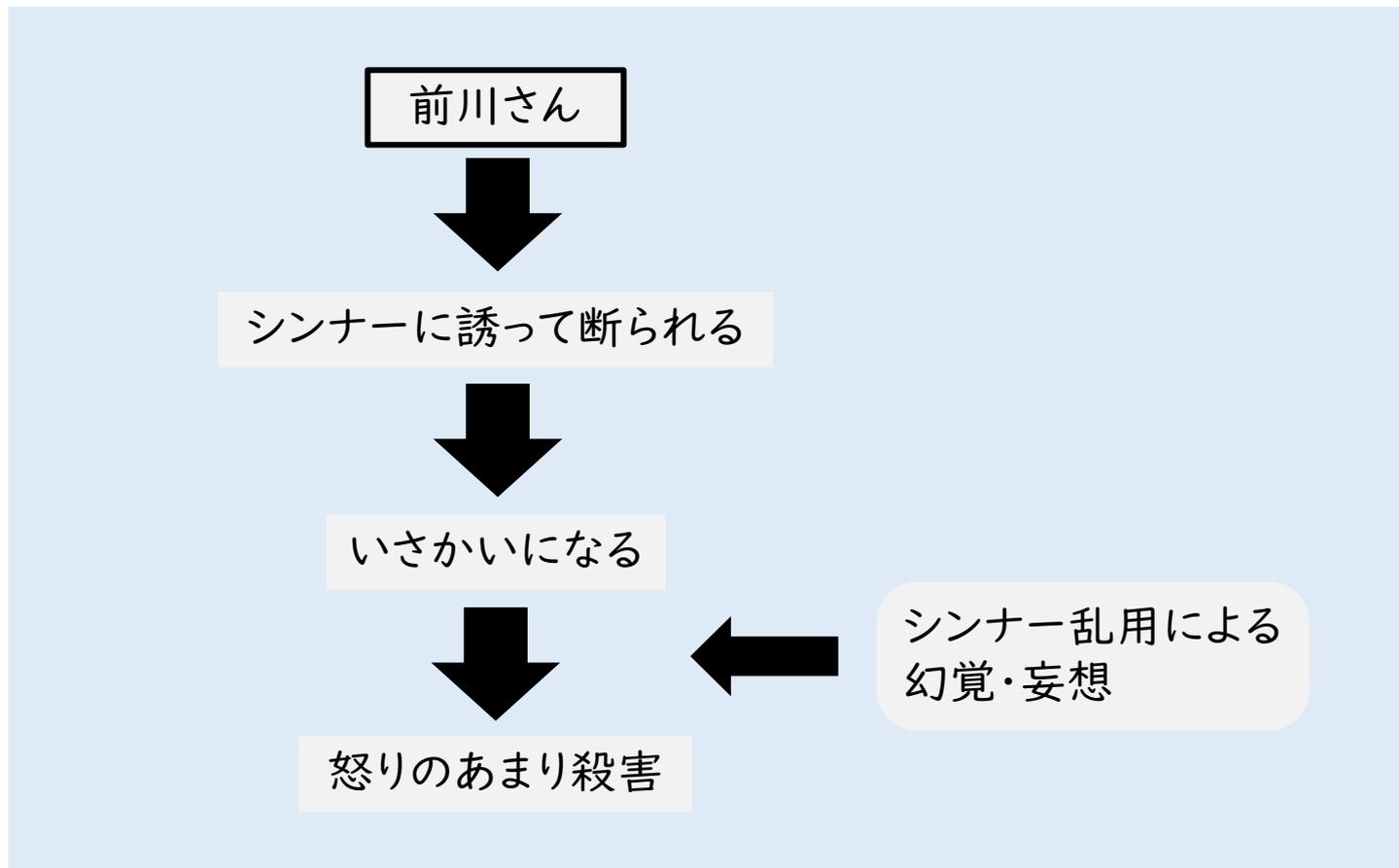
地元紙記事
昭和61年9月20日



有罪判決の認定

名古屋高等裁判所金沢支部 判決

誰がどのように殺したか



有罪判決の論拠

有罪判決の裏付け証拠

供述証拠



5人の供述が大筋で一致している



Aらの供述は信用できる



3つの間接事実を認定

- ①行動経過
- ②犯行告白
- ③血痕目撃

証拠構造の脆弱さ

確定判決は証拠構造の脆弱性を否定していない

- ① 犯行の目撃者がいない
- ② 主要関係者の供述に変遷・食違い
- ③ 物証がない
- ④ 前川さんの自白がない

事件発生から第1次再審までの時系列

1986(昭和61)年3月19日	本件女子中学生殺人事件発生
1987(昭和62)年3月29日	前川彰司氏逮捕 (事件から1年後)
1987(昭和62)年7月13日	起訴 (事件から1年4か月後)
1990(平成2)年9月26日	1審福井地裁無罪判決
1995(平成7)年2月9日	2審名古屋高裁金沢支部有罪判決(懲役7年)
1997(平成9)年11月12日	最高上告棄却決定 (⇒前川氏服役)
2004(平成16)年7月15日	第1次再審請求 (日弁連支援決定)
2011(平成23)年11月30日	1審名古屋高裁金沢支部再審開始決定
2013(平成25)年3月6日	2審名古屋高裁刑事第1部再審請求棄却決定
2014(平成26)年12月10日	最高特別抗告棄却決定
2022(令和4)年10月14日	第2次再審請求



第2次再審請求の主張立証活動

— I 有罪を支える証拠構造の脆弱性の解明徹底—

- ① 物証がない
- ② 主要関係者の供述に変遷・食違い
- ③ 前川さんの一貫した無実の訴え
- ④ 警察・検察の捜査・公判活動の違法・不当
- ⑤ 捜査機関に不都合な証拠の隠匿



詳細に主張

第2次再審請求の主張立証活動

—Ⅱ新証拠5種類の科学鑑定による立証—

再審請求時提出証拠

- ① ルミノール鑑定
- ② 精神医学意見書 × 2
- ③ 供述心理鑑定 × 2



趣旨を詳細に説明



証拠開示命令請求



Nの証人尋問

①ルミノール陰性と血痕の不存在

A供述 自動車のダッシュボードに血が付いていた

B供述 血を付けた前川が自動車を降り降りした

N供述

警察によるルミノール検査（事件から9か月後）

ルミノール反応なし

有罪判決・異議審決定

念入りな清掃

血液の
除去

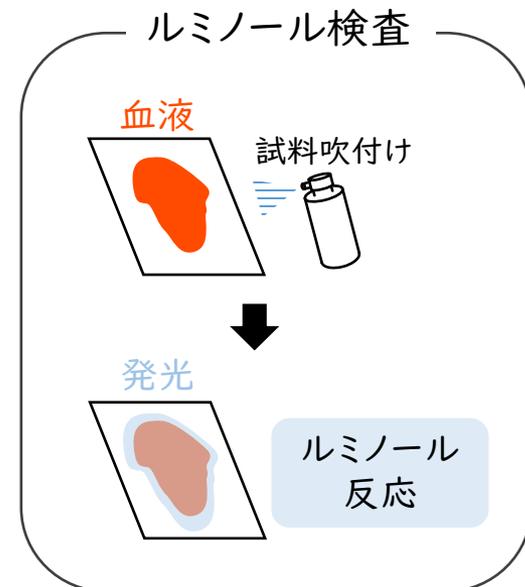
強い日差し

血液の
成分変化

ルミノール
反応なし

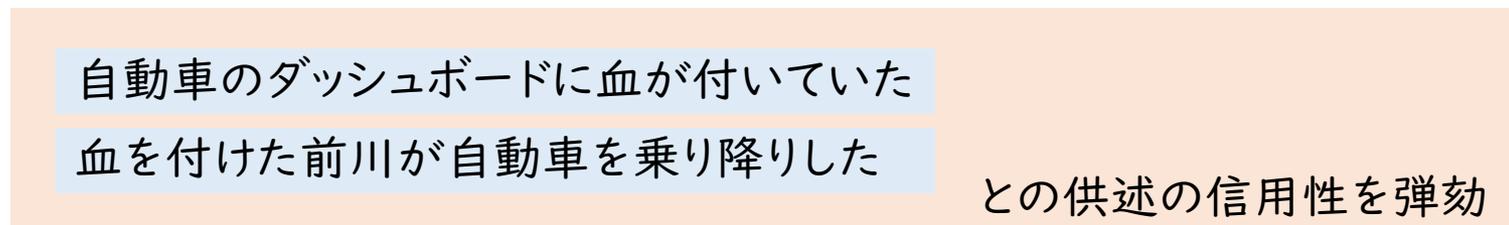
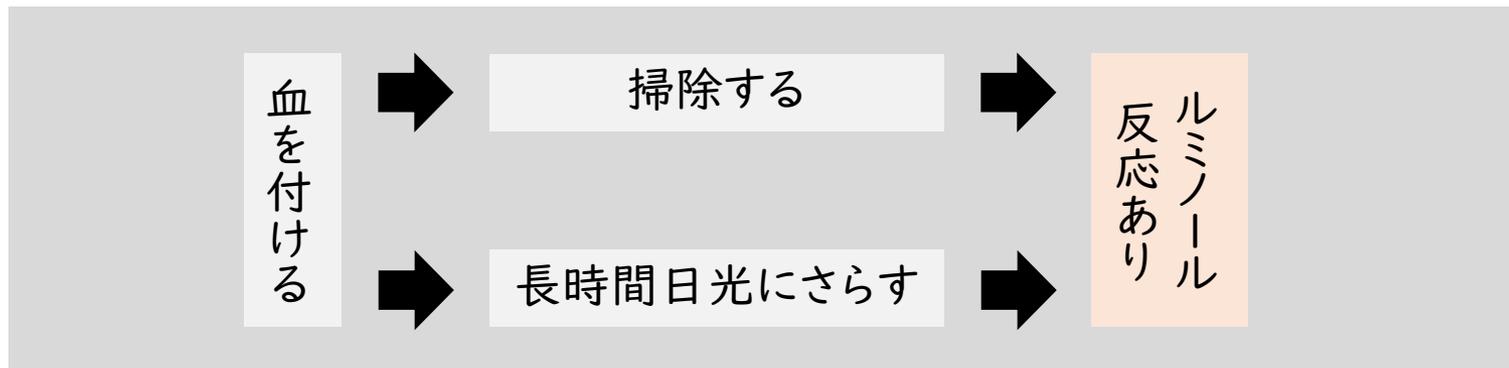
の可能性あり

A・B・Nの
「血が付いた」
供述は
信用できる



①ルミノール陰性と血痕の不存在

ルミノール鑑定



①ルミノール陰性と血痕の不存在

再審開始決定

スカイラインから被害者の血液・血痕が全く検出されていない
他に殺人事件とスカイラインとを結び付ける客観的証拠がない



ルミノール鑑定



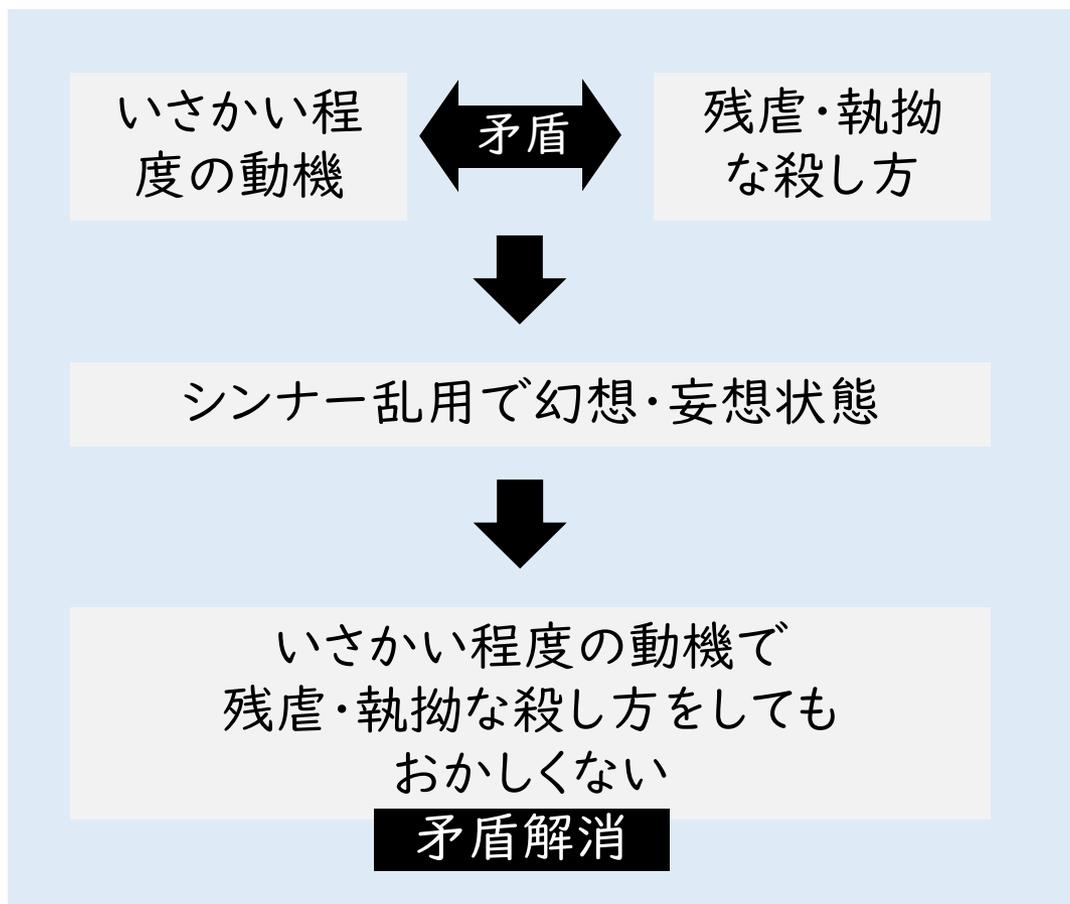
(実験方法の限界はあるものの)
被害者の血液等が検出され
ないことへの疑問が増す

A B Nの供述に裏付けがない

スカイラインを利用したこと自体に疑問を生じさせる

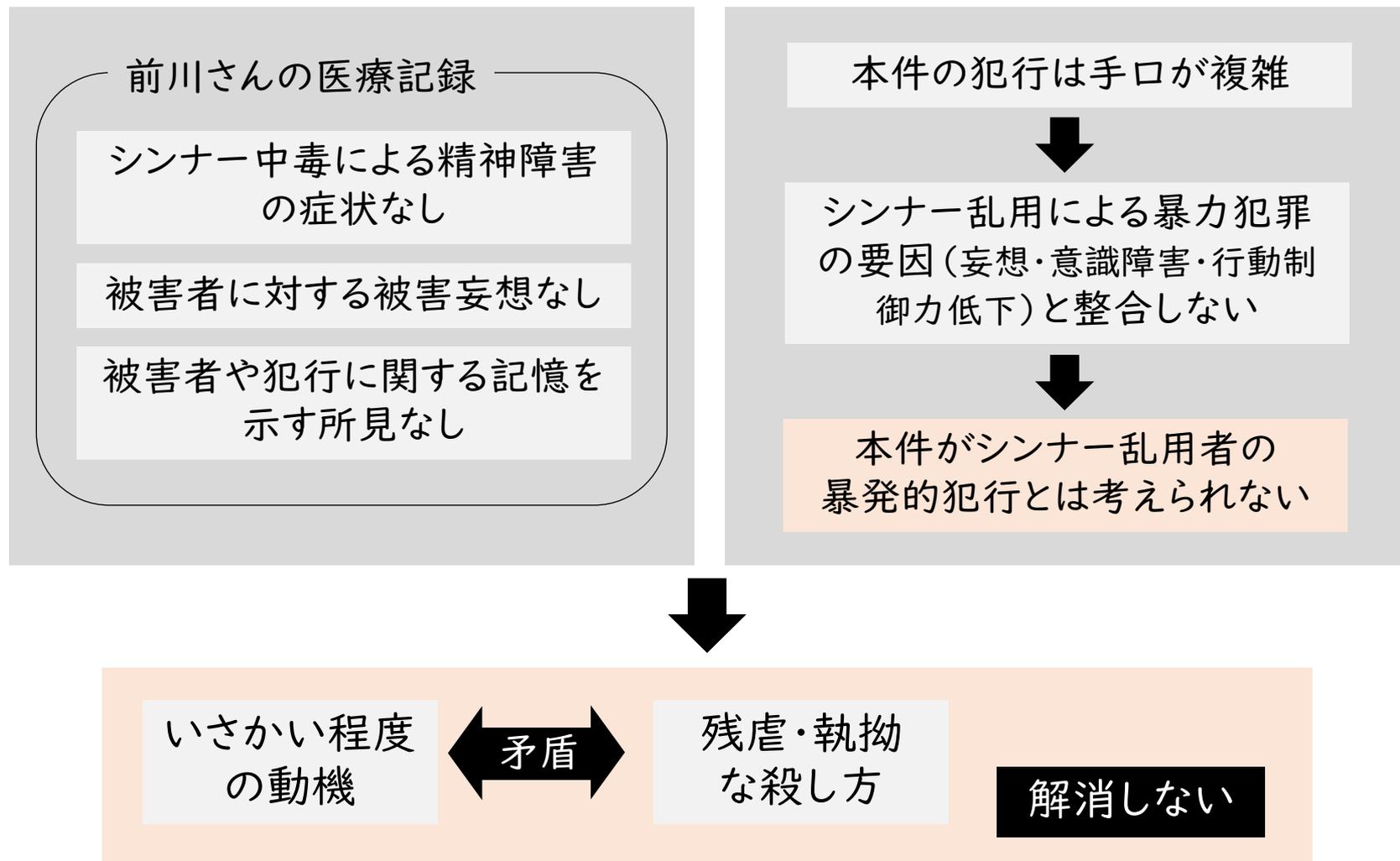
②犯行動機（犯行告白供述）と犯行態様の矛盾

確定判決



②犯行動機（犯行告白供述）と犯行態様の矛盾

精神医学意見書



③関与供述の形成経過とその不合理性

確定判決

- ① Nらが取調当初に関与否定供述をした事実はない
- ② 主要関係者の関与供述の変遷には合理的な理由がある

③-1 関与供述の形成経過とその不合理性

供述心理学鑑定(対立仮説検討型供述分析)

鑑定結果

- ① 主要関係者に初期の関与否定供述が存在しうる
- ② Aが警察から有利な処遇を得るという不純な目的から嘘の供述を始めた可能性がある
- ③ Aは嘘の供述が破綻するつど供述を変遷させた
- ④ Aは新たに不純な目的が生じるつど供述を変遷させた
- ⑤ A供述の変遷理由に実体験がないことを示す徴候がある
- ⑥ 取調官がAの供述に「大筋で一致」するように関係者を示唆・誘導して関与供述を作り上げた可能性がある
- ⑦ 主要関係者の供述する変遷理由にも、実体験がない徴候がある

③-2 関与供述の核心部の不可解な特徴

関係者の供述

血を付けた前川さんの様子

何ら対処することもなく
単にボーッとしているだけ

一審判決

著しく臨場感に欠ける

確定判決

シンナー吸入による影響を考慮すれば
かえって本件特有の具体性・合理性がある

③-2 関与供述の核心部の不可解な特徴

供述心理学鑑定 (スキーマ・アプローチ)

鑑定結果

前川さんの様子
について
説明する部分



語り口

前川さんと周りの人との絡みが薄い
前川さんを傍観しているだけ

その他の部分



語り口

↑ のような特徴なし



語り口に差が表れる理由

前川さんの様子を説明する部分が実体験に基づかないから

③供述心理学鑑定に対する評価

再審開始決定

確定判決に対する批判

- ① 供述者の心理や行動傾向等の科学的知見を利用した形跡なし
- ② 判断の客観化を担保するような基準を示していない



前提

心理・行動傾向等の科学的知見（供述心理学鑑定）の有用性を認めている

三者協議による証拠開示・証人尋問の実現

再審請求

詳細な再審請求書
詳細な証拠開示命令請求書



三者協議

パワーポイントを用いた
分かりやすいプレゼンテーション



裁判所の理解

強い訴訟指揮



287点の
証拠開示



Nの
証人尋問

再審開始決定

検察官任意開示証拠
の明白性を認める



新旧証拠の総合評価

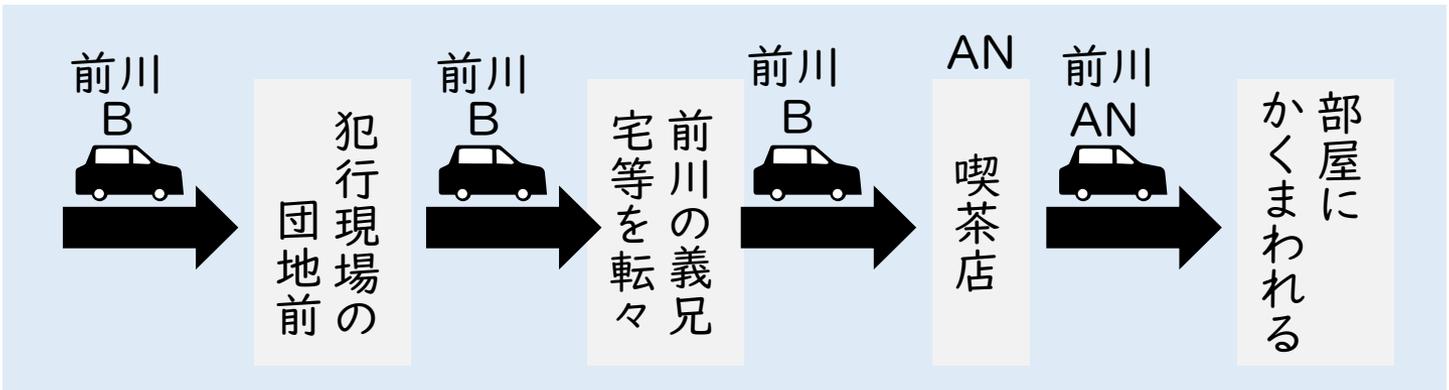


関係者供述の
信用性を否定

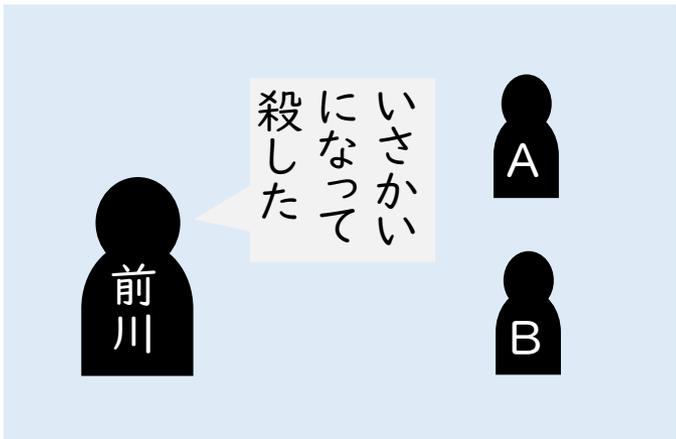
有罪判決の論拠

3つの間接事実

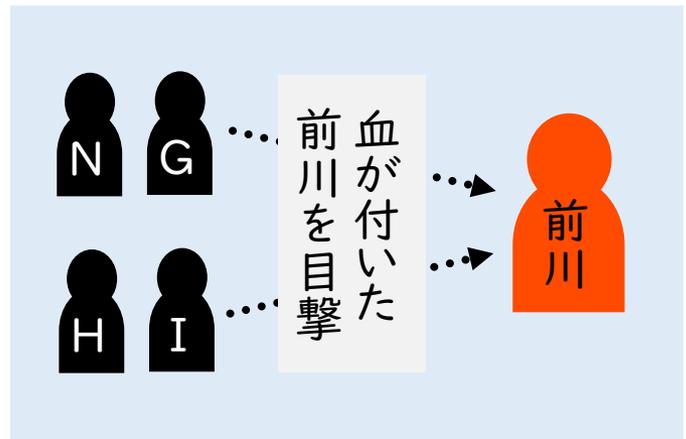
行動経過



犯行告白

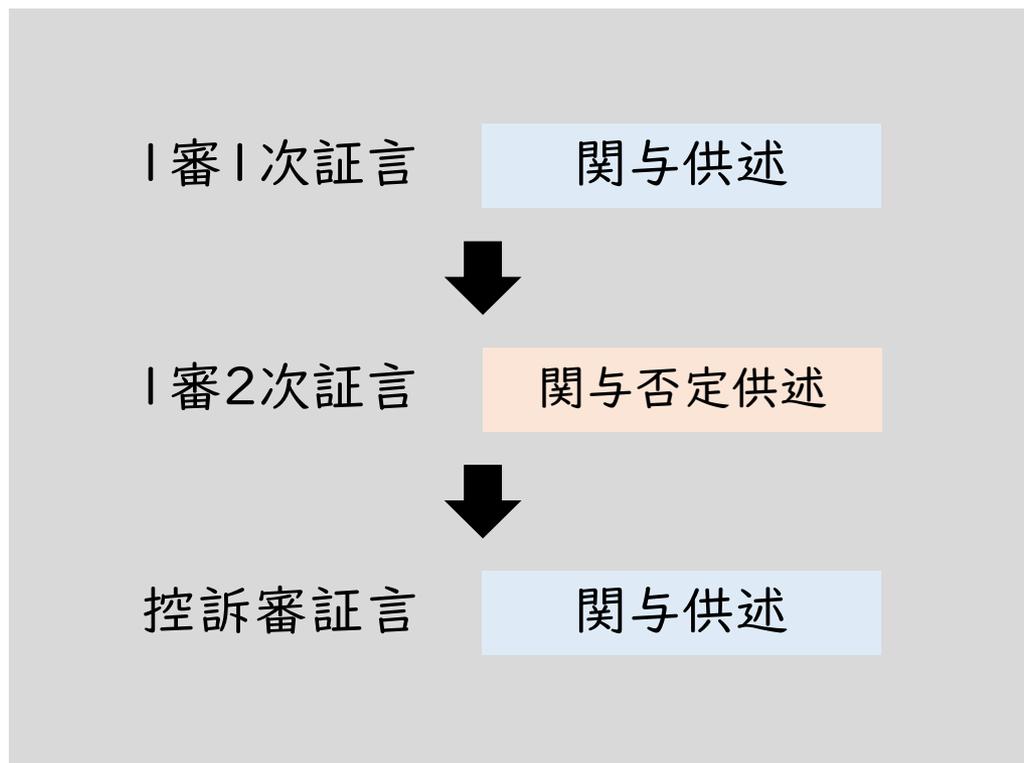


血痕目撃

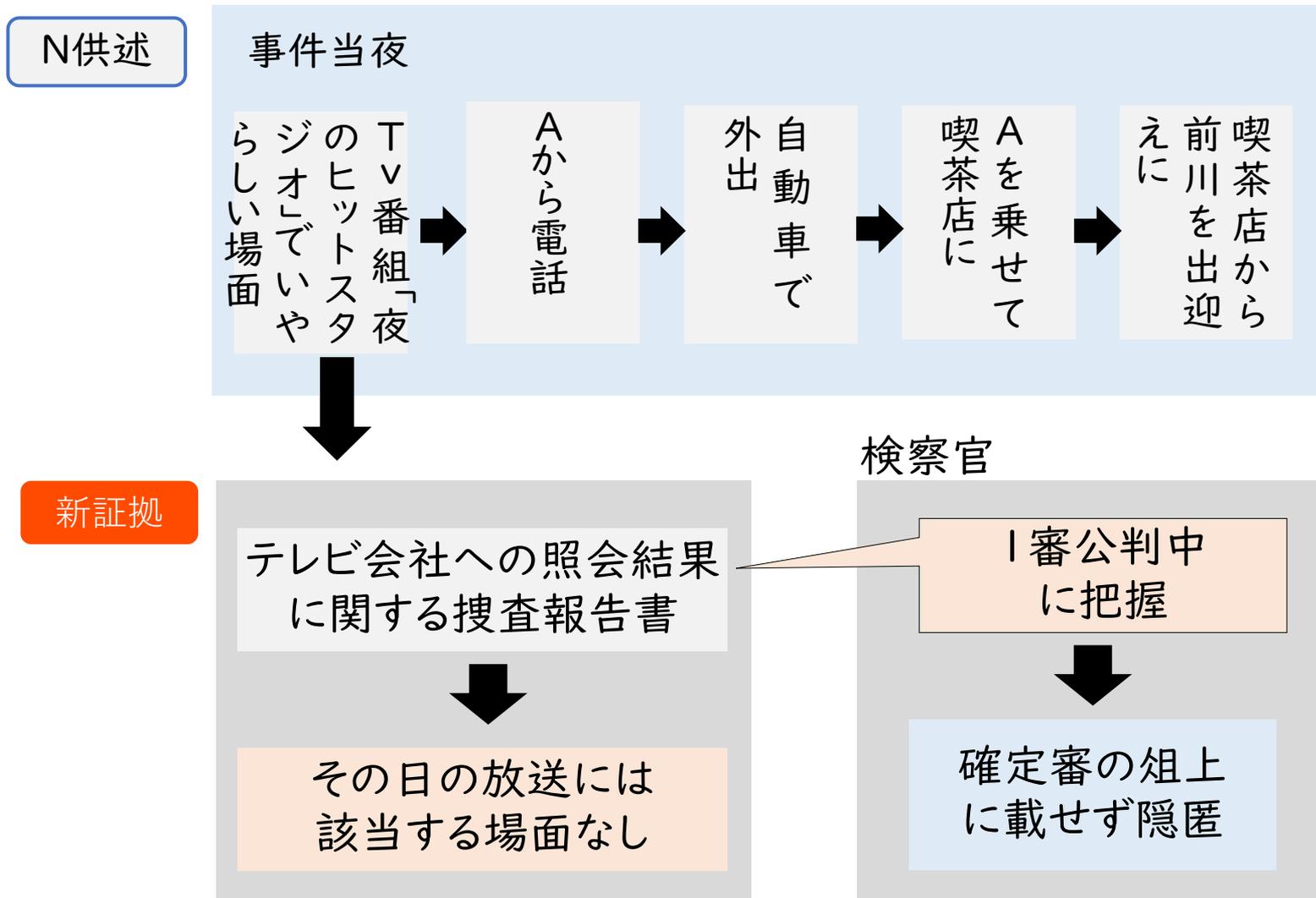


再審開始決定 ①N供述の弾劾

N供述の変遷

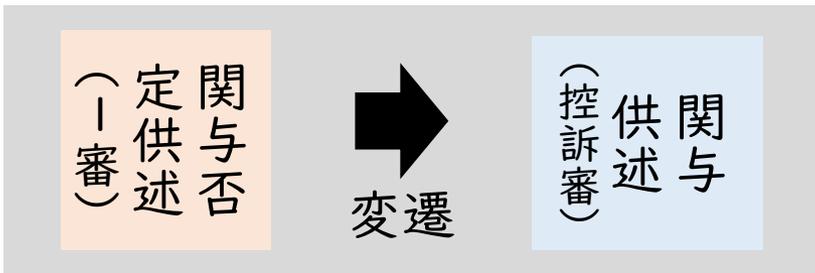


再審開始決定 ①N供述の弾劾 —(1) テレビシーンの不存在



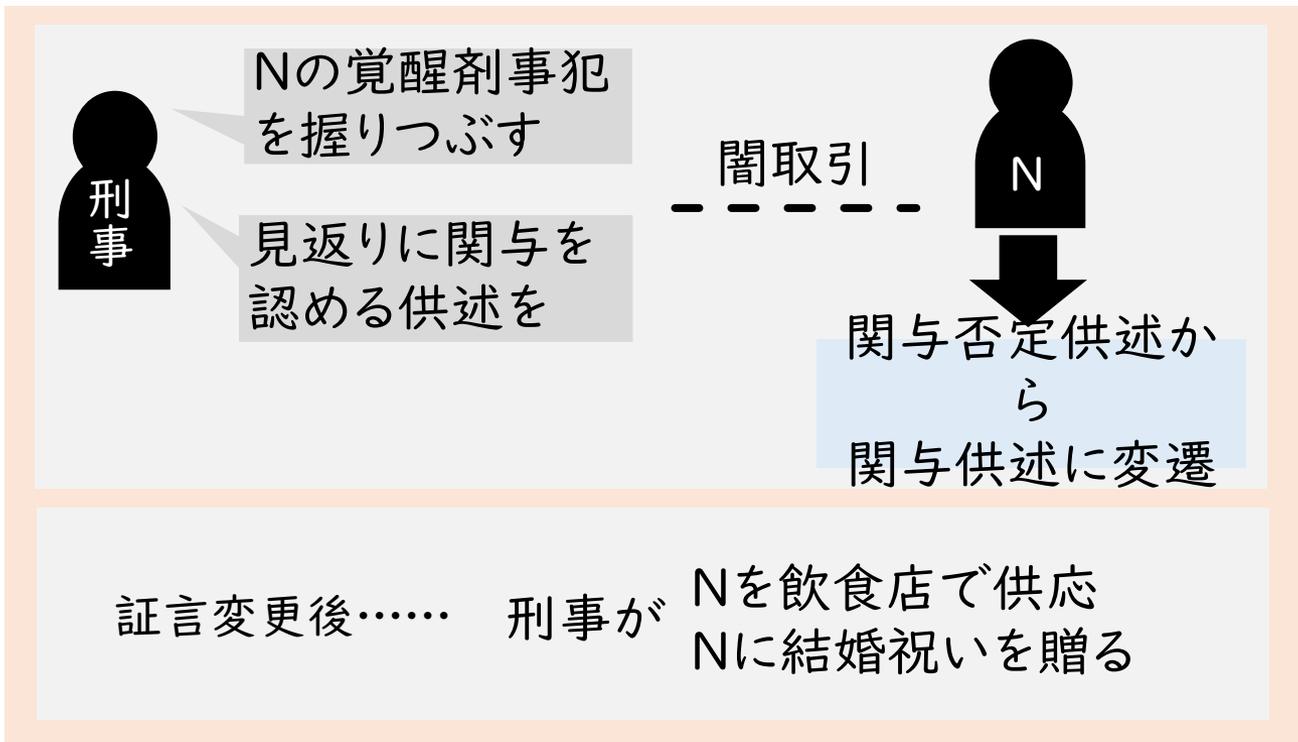
再審開始決定 ①N供述の弾劾 — (2) 警察の利益供与

N供述



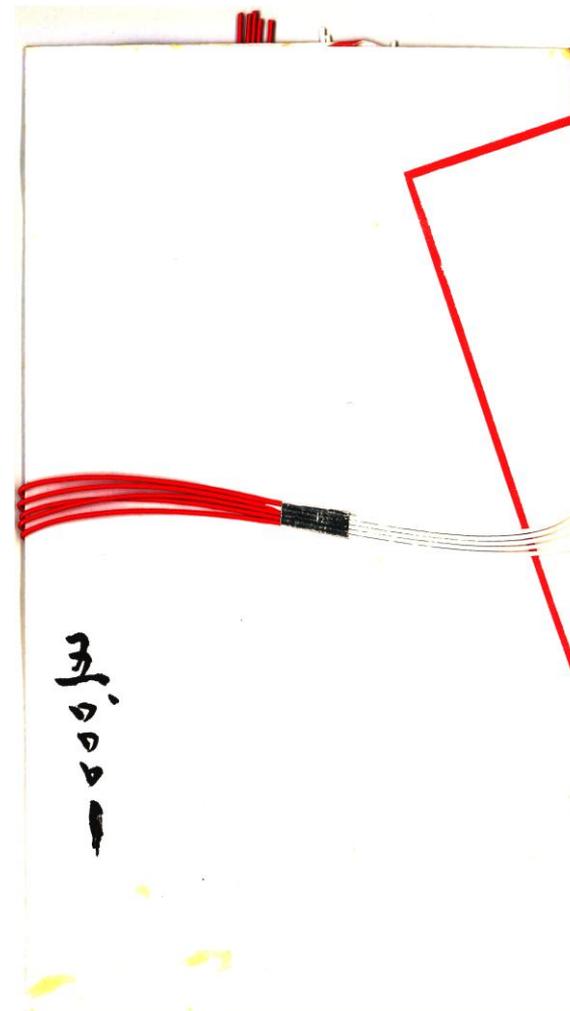
新証拠

Nの証人尋問



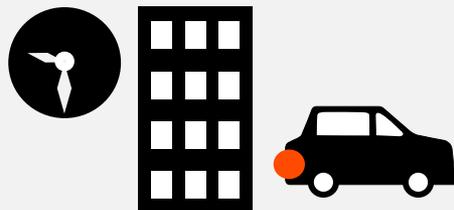
①-(2) 刑事がNに渡した結婚祝が入っていた祝儀袋

新証拠



再審開始決定 ②B供述の弾劾 — (1) B供述を支えるC'供述

C'供述



犯行時間帯に
犯行現場付近で
丸形テープランプの自動車を見た

新証拠

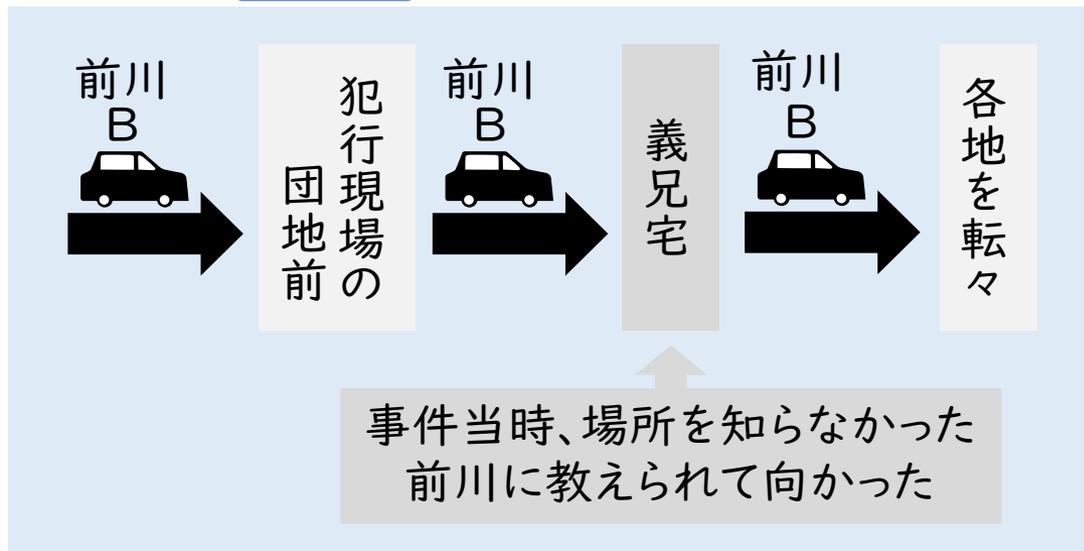
捜査報告メモ

C'供述
(初期)

不審な人物・車両は見なかった

再審開始決定 ②B供述の弾劾 — (2) 行動経過

行動経過 B供述



検察官の主張

Aはこの行程に関与していない



A供述を基に警察がBを誘導するのは不可能



義兄宅は秘密の暴露

捜査報告書・メモ 新証拠

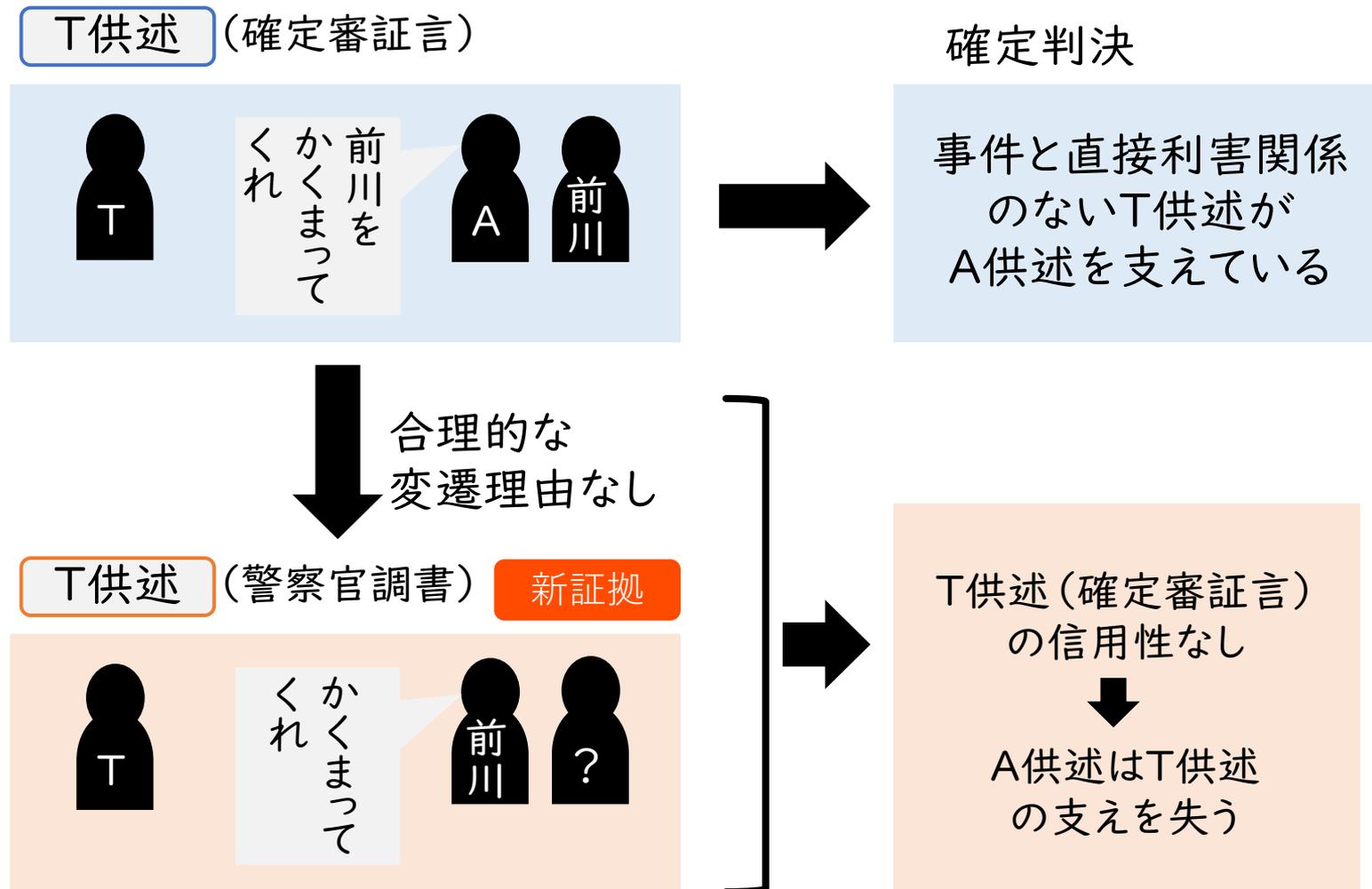
警察がBの供述前に義兄宅を把握

供述前のBを連れて引当りを実施

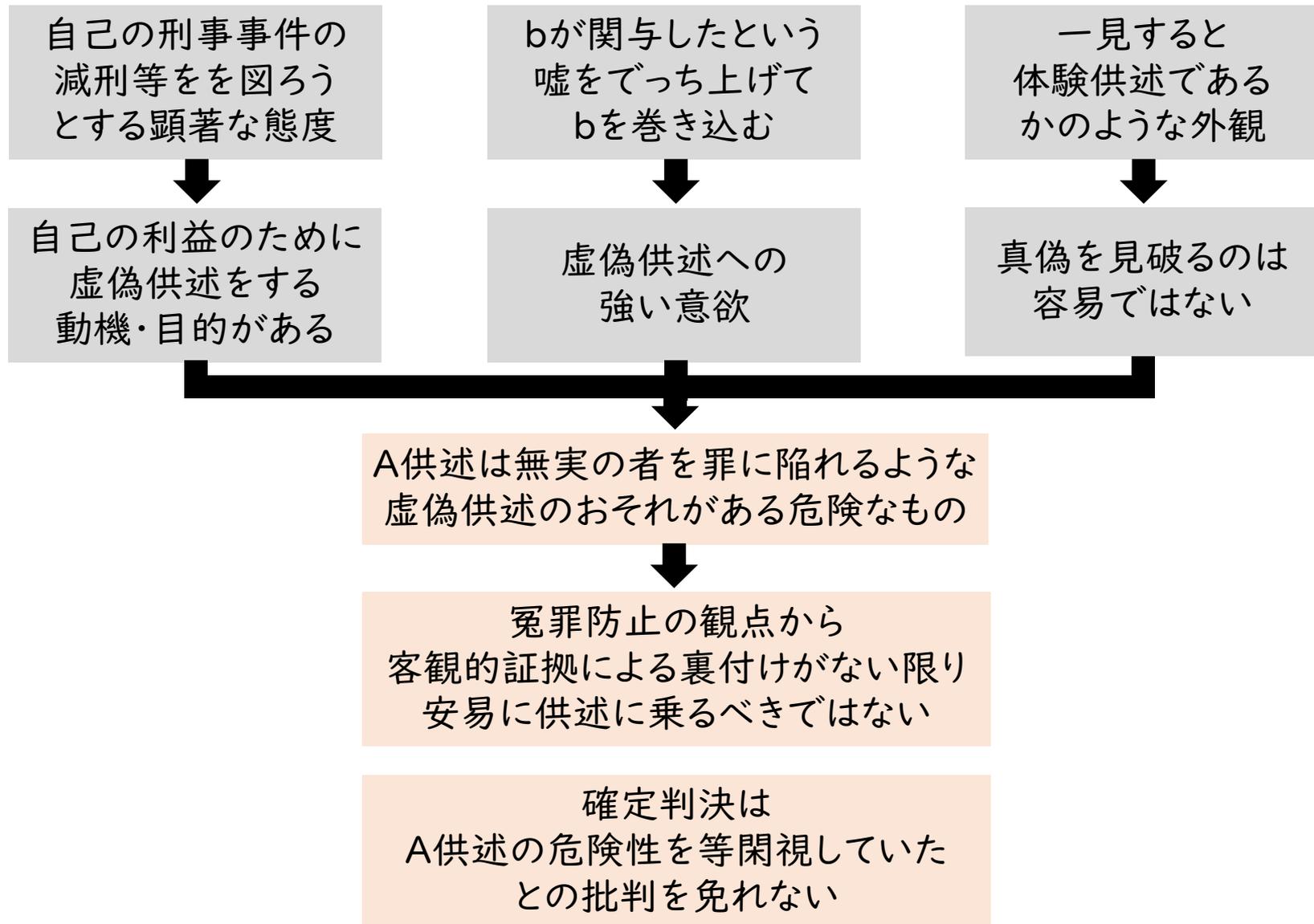


警察が義兄宅等を事前に教えて誘導した可能性

再審開始決定 ③A供述の弾劾 — (1) A供述を支えるT供述



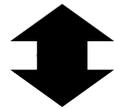
再審開始決定 ③A供述の弾劾 — (2) Aの供述態度



再審開始決定 ③A供述の弾劾 — (3) なりふりかわまぬ捜査

検察官の主張

勾留中のAは主要関係者との口裏合わせが不可能
Aを除く5人の人間に経験していない血痕目撃供述
をさせることは現実的に不可能



捜査実態

Aの勾留中に関係者と直接面会させる

Aの供述調書に関係者に見せる

Aの筋書きを関係者に説明する

関係者を
A供述へ
誘導

なりふりかまわず
供述を得ようとしていた疑いが濃厚



主要関係者が警察の誘導等に応じてA供述に迎合した結果として大筋で一致する供述になったとみる
余地が十分にある

再審開始決定 ④その他の主要関係者供述の弾劾

H・G供述

事件当夜に前川さんと同行した人物がbからBへとA供述に連鎖して変遷

H宅にBが来たかの供述が供述者間で不一致

前川さんへの血痕の付着態様に関する供述の変遷



信用できない

I供述

前川さんが泊まりに来たのは事件とは別の日と供述

ズボンに米粒大の血痕を見たことがあるが前川さんかは不明と供述

A供述に迎合しやすい関係



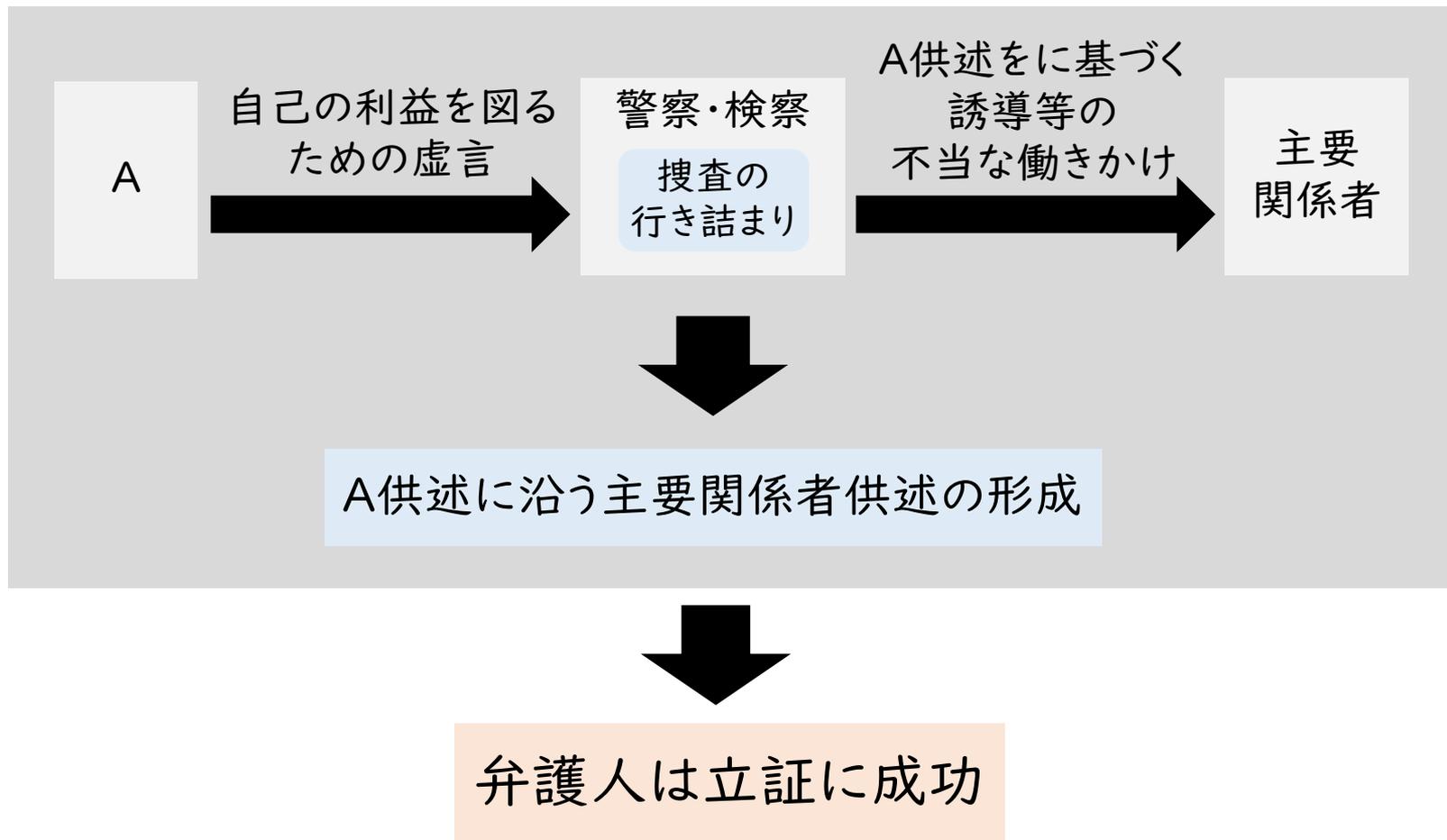
信用できない

再審開始決定 ⑤結論 Ⅰ—— 確定判決に対する批判

確定判決が基礎とした証拠関係からだけでも
Ⅰ審無罪判決を破棄してまで
前川さんを有罪とすべきであったか疑問を禁じ得ない

再審開始決定 ⑤結論2 —— 弁護人の仮説(立証命題)の立証成功

弁護人の仮説(立証命題)



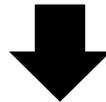
再審公判について

再審開始決定

検察官が任意開示した（今まで隠していた）
警察や検察官の作成した証拠書類からの
堅実な認定・評価



判断が覆る余地がない



早急な再審公判期日の実施と
一日も早い無罪判決の確定
が課題

再審公判について

本年3月6日、名古屋高等裁判所金沢支部において、第1回再審公判が開かれ、即日、結審した。

弁護人の主張の骨子は、以下のとおり

【骨子】

- ①前川さんが逮捕されるまでの経緯
- ②前川さんが一貫して否認するとともに、逮捕の経緯となった物証が早い段階で間違いであると判明していること
- ③主要関係者供述が作成されていく過程の問題点が、今回の再審開始決定及び開示された証拠を踏まえ浮き彫りとなったこと
- ④主要関係者供述の変遷や矛盾について
- ⑤主要関係者に対する捜査手法の問題点
- ⑥テレビ番組の放映日が異なっていたことと、これによる主要関係者供述の問題点
- ⑦主要関係者の1名に対する警察官からの利益誘導がなされたこと(婚姻時にお祝いを渡したこと等)
など

再審公判について

判決は、本年7月18日

```
graph TD; A([判決は、本年7月18日]) --> B([控訴棄却判決  
検察官上告を防ぐことが課題]);
```

控訴棄却判決
検察官上告を防ぐことが課題

まとめ

- ・福井女子中学生殺人事件は、関係者供述の信用性を肯定したことが冤罪の温床になった
→ **供述**に依拠することが、いかに**危険**かを物語っている。
- ・本件では、【**証拠開示**】により、再審開示を得ることができた
→すべての事件において、**平等**に証拠開示がなされるべき
- ・検察官による抗告（異議申し立て）がなければ、2011年に再審が決定していた
→再審請求審における**検察官上訴は禁止**すべき
- ・第1次再審請求・・・開始決定まで7年4か月
第2次再審請求・・・開始決定まで**2年**
→**早期に進行協議期日**を入れることが重要であり、**法制化が必要**

ご清聴ありがとうございました



無実を訴えて38年、そしてこれからも—。
再審法が改正されない限り

私の人生は 「法との戦い」だ。

CASE

福井女子中学生殺人事件（1986年-）

1986年3月、中学校の卒業式を終えたばかりの被害者（当時15歳）が、福井市内の自宅で50箇所以上包丁で刺され殺害された。

捜査が難航するなか、別の事件の逮捕者や周囲の関係者らが、前川彰司さん（当時21歳）が関与していると供述したことで、1987年3月、前川さんが犯人であるとして逮捕・起訴された。

一審は無罪判決を受けたが、二審は懲役7年の有罪判決。上告するも棄却され、有罪判決確定により服役した。第1次再審では、名古屋高等裁判所金沢支部が再審開始を決定したものの、検察官の異議申立てにより決定が取り消され、最高裁へ特別抗告したが棄却された。

2022年に申立てを行った第2次再審において証拠開示請求を行なったところ、新たに287点の証拠が開示。

2024年10月、名古屋高等裁判所金沢支部が再審開始を決定。今回開示された証拠が新証拠となって、関係者らによる当時の供述の信用性が否定された。

証拠開示の制度化、検察官抗告の禁止—。

えん罪救済を阻む現行法を見直し、公正・迅速な救済を実現するため

再審法改正を、今すぐに。

JFBA 日本弁護士連合会

(2025.01)

えん罪被害者の早期救済のために 再審法の早期改正 を。

えん罪被害者救済の長期化は極めて深刻

再審の具体的な手続規定の明文化が必要

- ✓ 70年以上なされていない法改正
- ✓ 欧米のみならず台湾でも進んでいる再審制度の改革

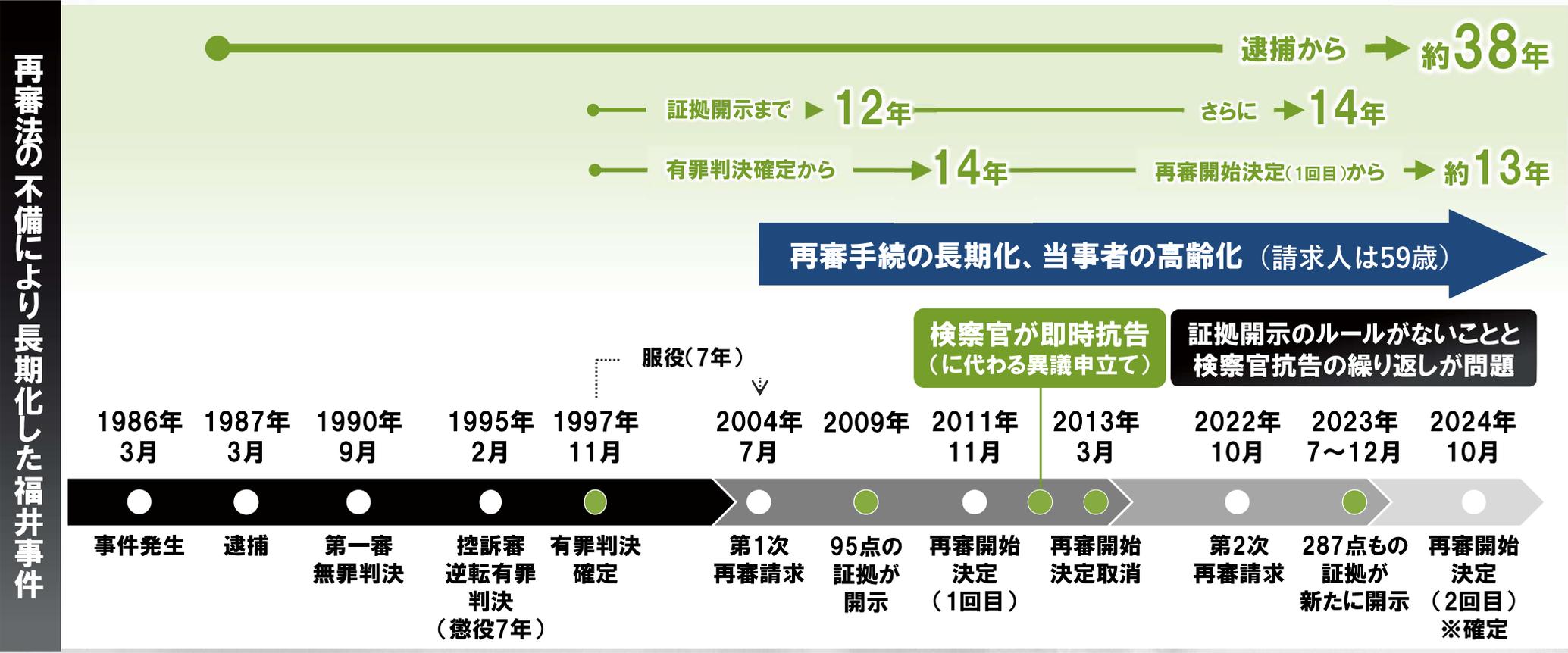
必要な法改正のポイントは次の2点

① 確定審で提出されなかった証拠の開示

- ✓ 2016年、刑事訴訟法等の一部を改正する法律の附則等で政府における検討について言及

② 再審開始決定に対する検察官抗告の禁止

- ✓ 福井事件から見る再審手続の長期化、当事者の高齢化



福井女子中学生殺人事件について

1(1) 「福井女子中学生殺人事件」は、1986年3月19日夜、福井県福井市の団地の一室で、一人で留守番をしていた被害者（当時女子中学生）が殺害された事件である（以下「本件」という。）。犯行態様は、被害者に対し、室内にあったガラス製の灰皿でその頭部を数回殴打し、室内の電気カーペットの電源コードでその首を絞め、室内の包丁で顔面、頸部、胸部等をめった突きにしたというものであった。

(2) 犯人性を裏付ける明らかな物的証拠や、犯行を直接目撃した人物はいなかった。

本件当時、被害者と同居していた母親は不在であり、そのような場合はいつも玄関扉が施錠されていたところ、本件当日も同様と推測されたこと、金品が物色された形跡がなかったことや、被害者の着衣の乱れがなかったことから、物取りやわいせつ目的の犯行ではなく、顔見知りか犯人であると考えられていたが、捜査は行き詰っていた。

(3) そのような中、同年10月に別件の覚せい剤事犯で逮捕された反社会的勢力に所属するAからの事情聴取を契機に捜査が進み、1987年3月、本件の犯人として前川彰司氏（以下「前川氏」という。）が逮捕された（なお、Aは、前川氏の中学校の先輩）。前川氏は一貫して否認し、本件の犯人であることを争った。

2(1) 第1審（福島地方裁判所）は、1990年9月、本件について無罪判決を言い渡した（ただし、同時に審理された毒物及び劇物取締法違反（端的にいえば、シンナーの吸引）については有罪（罰金3万円））。検察官は、上記Aを含む主要関係者複数名の証言を中心に、前川氏が犯人であることを立証しようとした。第1審裁判所は、これらの者の証人尋問を実施したが、判決は、これら証人の特徴として、薬物事犯（覚せい剤やシンナー）による犯罪歴を有し、本件の取調べ当時に別件の被疑者であったり、前川氏の行動に関わりを持ったとされた頃にも薬物事犯に及んだりしており、捜査機関の意向に抵抗し難い状況であったこと、各供述に重要な点で変遷があること、各供述が本件発生約7か月後以降にされていること、各供述について客観的な裏付けが一切発見されていないこと等から、その証言の信用性を否定し、前川氏が犯人であることを認めるに足りる証拠はないと判断した。

(2) これに対し、控訴審（第2審。名古屋高等裁判所金沢支部）は、前川氏が本件の犯人である、同氏は本件当時心神耗弱状態（シンナーの乱用による幻覚・妄想状態）にあった、として、前川氏に懲役7年の有罪判決を言い渡した（確定判決）。

控訴審は、上記主要関係者の証言については、第1審判決の指摘するような変遷

などはあるものの、それらはささいな点において認められるにすぎず、事案の核心に関する供述内容の態様は一致しているなどと評価して、第1審判決とは逆に、証言の信用性を肯定し、大要、次のように認定した。

すなわち、前川氏は、本件犯行時刻に近接した時間帯に、現場の団地でB（主要関係者の一人）運転の車両（車種はスカイライン）を降り、その20～30分後に着衣に血が付着させて戻ってきた。その後、前川氏は、親戚や知人を頼って福井市内を移動し（姉夫婦の居住するコーポ、Aと女性が同棲するアパート、本件当夜Aがいたとされるゲーム喫茶、Aの友人が住むアパート（Aが前川氏を匿ったとされる場所）、また、B運転の車内等で本件犯行を自白するなどした。そして、前川氏は本件翌日午後まで主要関係者に匿われており、その間、主要関係者が、前川氏の着衣等に血が付着していたのを目撃した、というものである。控訴審は、これに加えて、前川氏が被害者と本件前に少なくとも面識があったこと等を踏まえ、前川氏を本件の犯人と認定した。（3）前川氏は上告等したものの、最高裁判所第2小法廷は、これを容れず、1997年11月、有罪判決は確定した。

3 2004年、前川氏は、刑期を終え、確定判決を言い渡した名古屋高等裁判所金沢支部に対し、第1次再審請求を行った。そこでは、検察からの95点の証拠開示を経て、2011年11月には再審開始決定がなされたものの、検察官がこれに対して即時抗告に代わる異議申立てをし、2013年3月、同支部によって再審開始決定は取り消された。最高裁判所は2014年12月に、前川氏側の特別抗告を棄却した。

4 2022年10月、前川氏側は名古屋高等裁判所金沢支部に第2次再審請求を行い、2023年中に、検察からの287点の証拠開示を経て、2024年10月、再審開始決定が言い渡された（検察側が不服申立てをせず、再審開始決定が確定）。

袴田事件について

- 1 「袴田事件」は、1966年6月30日未明、静岡県清水市（現：静岡市清水区）のみそ製造販売会社の専務宅で一家4名が殺害され、放火された強盗殺人・放火などの事件である。

警察は、みそ工場販売会社の従業員で元プロボクサーであった袴田巖（はかまた いわお）氏（以下「袴田氏」という。）が犯人であるとして、同年8月18日に逮捕した。
- 2 袴田氏は否認をしていたが、警察は猛暑の中で連日連夜、長時間（1日平均12時間以上）にわたって厳しい取調べを行い、便器を取調室に持ち込み、袴田氏をトイレにも行かせない状態にしていた。袴田氏は同年9月6日に虚偽自白を強いられ、同月9日に起訴されたが、警察の取り調べは起訴後も続き、自白調書は45通にも及んだ。

袴田氏の自白内容は、日々変わっていき、例えば動機について、当初は専務の奥さんと肉体関係があったため、などと述べていたが、最終的には金がほしかったため、ということになっていた。
- 3 裁判の中で、当初から犯行時の着衣とされていたパジャマについて、捜査機関側の鑑定があてにならず、実際には血痕が付着していたこと自体が疑わしいことが明らかになってきていた。ところが、事件からおおよそ1年2か月が経過した1967年8月21日に、新たな犯行時の着衣とされる血痕が付着した衣類（以下「5点の衣類」という。）が工場のみそ樽の中から「発見」された。また、同年9月12日になって、袴田氏の実家からズボンの端切れ（5点の衣類のズボンの共布（ともぬの））が「押収」された。検察はこれに合わせ、裁判の途中で、犯行時の着衣は袴田氏の自白とは異なる着衣であると主張を変更する事態になった。
- 4 第1審の静岡地裁は、自白調書のうち44通を無効としながら、残り1通の調書のみを採用し、さらに、上記「押収」された端切れが5点の衣類のズボンの共布であったことなどから、5点の衣類は袴田氏の物と判断して、袴田氏を犯人と認定し、死刑判決を言い渡した。袴田氏側は最高裁まで争ったが、1980年11月19日、最高裁が上告を棄却し、袴田氏の死刑が確定した。
- 5 1981年、袴田氏側は第一次再審請求を行ったが、認められず、最高裁まで争ったものの、2008年、最高裁が袴田氏側の特別抗告を棄却した。
- 6 同2008年、袴田氏側は第二次再審請求を行った。2010年9月、検察は、本事件で初めて任意に証拠を開示し、同年12月には、5点の衣類の写真等も開示した。

そして、2014年3月27日、静岡地裁は、再審開始、死刑及び拘置の執行を停止する決定をし、袴田氏は釈放された。

しかし、検察官が即時抗告したところ、2018年6月11日、東京高裁は、再審開始決定のみを取り消した。これに対し、袴田氏側が特別抗告し、2020年、最高裁は、東京高裁の決定を取り消して、差戻しをした。

2023年3月13日、東京高裁は、2014年の静岡地裁の再審開始決定を支持し、検察官は最高裁に特別抗告をしなかったことから、再審開始決定が確定した。

7 裁判のやり直しを行う再審公判は、2023年10月27日から開始され、2024年9月26日、静岡地裁は、袴田氏に再審無罪判決を言い渡した。同年10月9日に検察官が上訴権を放棄したことで、無罪判決は確定した。

8 無罪判決は、次の3点について、捜査機関のねつ造を認定している。

その概要は次のとおりである。

①捜査機関による強制、拷問又は強迫による袴田氏の自白のねつ造

捜査機関が虚偽の自白を得るための取調べの状況は上記2部分を参照。

②5点の衣類のねつ造

事件からおよそ1年2か月後にみそ樽の中から「発見」された5点の衣類の血痕には、赤みを感じさせる部分が残っていたが、同様の条件で行われた実験では、衣類の血痕は赤みを失って黒褐色化していた。これは、5点の衣類について、その「発見」に近い時期に、袴田氏以外のものによってみそ樽に入れられたものであることを示す。そのため、5点の衣類は犯行着衣ではない。

そうでない以上、何者かによってねつ造されたものと考えざるを得ない。真犯人又はその関係者によるねつ造の可能性について考えるに、そのような者が犯行着衣を加工し、その発見に近い時期にみそ樽の中に入れるといったことはおよそ想定し難い。事実上、捜査機関の者以外に想定することができない。

③ズボンの端切れ（5点の衣類の中の、ズボンの共布）のねつ造

ズボンの端切れは5点の衣類「発見」から20日程度後に袴田氏の実家から「押収」されたものであるが、上記のとおり5点の衣類がねつ造されたものであることや端切れの「押収」の経緯が不自然で、捜査機関の者による持込みなどの方法によって袴田氏の実家に持ち込まれた後に押収されたものと考えなければ、説明が極めて困難である。

プレサンス元社長冤罪事件について

1 事件の概要

- (1) Aは、2016年4月頃に不動産の一部上場企業であるプレサンスコーポレーション（以下「プレサンス社」という。）の代表取締役（当時）である山岸忍氏（以下「山岸氏」という。）から18億円を借り入れ、M学院の理事の買収（理事に金銭を支払い、理事会の議席の過半数を譲り受ける）に使い、理事長に就任した。

2017年7月、Aは、M学院の土地を売却して得た21億円で、山岸氏から借り入れた18億円を返済した。これは、A個人の債務をM学院の資産によって返済するものであり、業務上横領にあたる行為であった。その際Aは、プレサンス社の従業員Kや不動産管理会社代表取締役のY等、複数名と共謀した。

- (2) Aが山岸氏以外のものと共謀して業務上横領を行ったことには争いがなく、争点は山岸氏がAに18億円を貸し付けた時点で、山岸氏に業務上横領の故意・共謀があったかになる。

山岸氏は、A個人ではなくM学院に貸し付け、M学院からその返済を受けたものと認識していたと主張しており、業務上横領の故意も共謀もないと主張した。

2 大阪地方検察庁特別捜査部の取調べ

- (1) Yは、公判においては、「山岸氏にはA個人ではなく学院への貸付であると説明した」と証言した。

検察官は、「A個人への貸付であると説明した」という内容の供述調書を証拠として採用するよう求めたが、これについては、その取調べ状況等を踏まえて証拠として採用できないと判断された。

担当検察官は、Yに対する取調べにおいて、「山岸氏やプレサンス社の強い意向で本件に関与したのであればYの責任の重さが変わってくる。現時点ではAと同じくらい関与した。情状的にかなり悪いところにいる。山岸氏の意向があったというなら、情状は全然違うと思う。」などと述べていた。このような発言から、Yが山岸氏個人への貸付だと説明すれば処分が軽くなると考え、検察官に迎合した可能性を認定し、検察官の前で行った供述が特に信用できる状況で行ったとはいえないと判断したものである。

- (2) 他方で、Kは、公判でも、「A個人に貸すことを山岸氏に説明した。学校の借り入れにするという説明はしていない。」と証言した。Kの供述には、その内容が客観的証拠と整合しないという問題があったほか、捜査段階からの供述経過を見ると、

大きな変遷があった。

そこで、検察官のKに対する取調べの録音録画映像の一部が、証拠として取り調べられた。映像には、Kが、検察官に対し、「山岸氏にはA個人への貸付であると言っていない」と供述したことに対し、担当検察官は「Aに貸す金であることを隠し、あたかも学校に出すかのようにしているということだから確信的な詐欺である、今回の事件で果たした役割は、共犯になるのかというようなかわいいものではない、プレサンス社の評判を貶めた大罪人である。今回の風評被害を受けて会社が被った損害を賠償できるのか、10億、20億では済まない、それを背負う覚悟で話をしているのか」などの発言をしていることが記録されていた。

3 無罪判決

大阪地方裁判所は、「Kらの説明時の認識に基づき、基本的にはM学院への貸付である、あるいは最終的にM学院に債務を負担させる資金である、などと説明されていたことがうかがわれる」「当時、M学院の債務になると認識していても何ら不合理ではなく、逆に、M学院の債務にならない可能性がある」と認識していたというには合理的な疑いが残る」として山岸氏に対して無罪を言い渡した。

また、判決は、担当検察官のKに対する発言につき、「必要以上に強く責任を感じさせ、その責任を免れようとして真実とは異なる供述に及ぶことに強い動機を生じさせかねない。」と非難した。

(2023.12.21) 再審法の改正を求める決議【岡山弁護士会】

第1 決議の趣旨

岡山弁護士会は、国に対し、刑事訴訟法第四編につき、以下の内容を骨子とした改正を速やかに行うよう求める。

- 1 全面的証拠開示を原則とする証拠開示制度を新設すること
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立て（即時抗告、特別抗告）を禁止すること

第2 決議の理由

1 はじめに

誤った刑事裁判により人を処罰するえん罪は、国家による重大な人権侵害である。他方で、裁判が人の手によって行われるものである以上、そこに誤りが生じることもまた避けがたい。そこで、誤った裁判によるえん罪被害者を救済するために、実効的な再審法を整備することもまた、基本的人権の尊重を柱とした日本国憲法下における国家の責務である。

我が国で再審について定めるのは、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）「第四編 再審」の諸規定（以下「再審法」という。）である。しかしながら、刑訴法の再審に関する規定は、不利益再審を禁止するほかは、戦前の旧刑訴法の規定をそのまま受け継いでおり、およそ実効的なえん罪被害者の救済を担保するものとなっていない。とりわけ、以下に述べるとおり、証拠開示に関する手続を規定すること、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することの法制化は、実効的かつ迅速なえん罪被害者の救済を実現するために不可欠であり、速やかに実現されなければならない。

2 証拠開示に関する諸規定の制定の必要性

刑訴法の再審手続に関する規定は、刑訴法第四編第435条から第453条までの19か条しかなく、特に再審請求手続における審理のあり方については、第445条が事実の取調べを受命裁判官または受託裁判官によって行うことができる旨定めるだけで、訴訟指揮を通じて検察官に対して証拠開示を命じるか否かも含めて裁判所の広範な裁量に委ねられている。また、仮に裁判所が証拠開示を命じたとしてもこの命令には強制力がなく、これに応じるか否かも検察官の裁量次第である。

他方、近年、再審において無罪判決が確定した多くの事件（布川事件、東京電力女性殺害事件等）では、通常審段階から存在していた証拠が開示されたことが無罪判決に結びついている。また、袴田事件や日野町事件等、再審開始決定がされている事件（ただし、日野町事件は、大阪高等裁判所が再審開始決定を維持したことに対して、検察官が特別抗告し、最高裁判所で審理中）でも、再審請求手続における証拠開示が開始決定に大きく寄与している。

以上のとおり、えん罪被害者の救済という再審の理念を実現するうえで極めて重要な意義を有する証拠開示であるが、上述のとおり、証拠開示が行われるか否かは再審請求手続が係属する裁判所の広範な裁量に委ねられている。その結果、裁判所が熱意をもって積極的に証拠開示を命じることもあれば、逆に再審請求人や弁護人の求めに対応した訴訟指揮を十分に行うことなく事案を放置し、突然再審請求棄却決定を再審請求人や弁護人に送達するような裁判所もある（いわゆる「再審格差」の問題）。

このように、再審請求の係属する裁判所の熱意の差によって訴訟指揮権の行使に大きな差が生じることは、えん罪被害者の公平な裁判を受ける権利を侵害するものであることはいうまでもない。そこで、再審における証拠開示については、全ての裁判所において統一的な運用が図られるよう、速やかな法制化がなされなければならない。

加えて、刑事事件の捜査のために公費で運用される捜査機関が収集した証拠は、国民共有の財産で

あるという視点も欠くことができない。上述のとおり、多くのえん罪事件では捜査機関が有罪方向の証拠のみを提出し、無罪を基礎づける方向の証拠が手許に隠されていたことが誤った判決に結びついている。証拠が国民共有の財産であることからすれば、捜査機関による証拠の独占や恣意的な提出は許されるものではなく、捜査機関が収集したあらゆる証拠は当然に訴訟関係人に開示されるべきものである。あわせて、証拠開示の実効性を担保するため、収集された証拠の散逸、廃棄を防ぐための適切な証拠管理の仕組みを整備することも必要不可欠である。

3 検察官不服申立ての弊害

刑訴法のもとでは、再審開始決定に対する検察官の不服申立て（即時抗告、特別抗告）が認められているが、このことがえん罪被害者の速やかな救済を阻害している。とりわけ近年では、布川事件、松橋事件、大崎事件及び湖東事件において、検察官が再審開始を認める即時抗告審の決定に対して最高裁判所への特別抗告まで行っている。その結果、特別抗告審の判断がなされるまで再審開始決定が確定せず、えん罪被害者の救済が長期化しているばかりではなく、大崎事件においては特別抗告審で原審の再審開始決定が取り消されるという事態も生じており、その弊害は顕著である。

再審無罪を求める方々には、袴田事件の袴田巖さんや大崎事件の原口アヤ子さんのようにかなりの高齢となっている方も多い。また、徳島ラジオ商殺人事件の富士茂子さんは、えん罪による服役後の再審請求中に病に倒れられ、その後なされた再審開始決定による無罪判決を存命中に受け取ることにはついに叶わなかった。多くの再審請求人にとって、再審開始決定を勝ち取ることが時間との戦いになっていることは重く受け止められなければならない。

そもそも、えん罪が国家による誤った裁判の結果であることに鑑みれば、えん罪被害者の年齢にかかわらずその救済が速やかに行われるべきことは論をまたない。二重の危険の禁止を明文で定める日本国憲法のもとでは、国家による同一事件の訴追は一回限りであり、無罪が確定した事件について有罪判決を求め再度訴追するような不利益再審は禁止されていることから、再審はえん罪被害者の実効的かつ速やかな救済を保障する制度と位置付けられている。そのような制度下において、ひとたび裁判所の再審開始決定がなされた以上、確定した判決に誤判であることの合理的な疑いが生じ、もってえん罪の可能性が現実化したといえる。そうであれば、えん罪被害者には実効的かつ速やかな救済が求められる以上、公益の代表者であり、また誤判について大きな責任を負うべき立場にある検察官の不服申立てを認めることは、上記再審制度の理念にそぐわず、速やかに禁止する旨の制度改正が行われなければならない。なお、現行法においては再審公判において検察官が自らの意見について主張する機会が設けられており、再審開始決定における検察官不服申立てを禁止したとしても不都合はない。

結論

よって、当会は、適正な刑事手続の保障を実現するための活動を通じてえん罪被害者の人権を擁護することを目指す法律専門家の団体として、国に対し、全面的証拠開示を原則とする証拠開示制度の新設及び再審開始決定に対する検察官の不服申立て（即時抗告、特別抗告）を禁止することを骨子とする再審法の速やかな改正を求める。

以上、決議する。

2023年（令和5年）12月21日 岡山弁護士会臨時総会決議